

第18号 横浜市報調達公告版	発行所 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市役所
--------------------------	-------------------------------

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行
（口径25ミリメートル水道デジタルメーター（新品）1,000個の購入ほか3件）……………2
- △ 一般競争入札の施行中止……………4

水 道 局

水道局調達公告第 17 号

一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成 19 年 4 月 10 日

横浜市水道事業管理者

水道局長 大 谷 幸二郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 口径 25 ミリメートル水道デジタルメーター（新品）1,000 個の購入

イ 口径 40 ミリメートル水道アナログメーター（Aバーター）780 個の購入

ウ 口径 100 ミリメートル水道アナログメーター（Aバーター）8 個の購入

エ 口径 200 ミリメートル水道アナログメーター（Aバーター）8 個の購入

(2) 物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限及び数量

入札説明書による。

(4) 納入場所

南区中村町 4 丁目 305 番地

横浜市水道局給水部中部給水維持課量水器係

(5) 入札方法

第 1 号アからエまでに掲げる物品ごとに入札に付し、数量の総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市水道局契約規程（昭和 39 年 4 月水道局規程第 16 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 平成 19・20 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「水道用品」に登録が認められている者であること。

(3) 平成 19 年 4 月 17 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市水道局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該物品に係る製造実績若しくは納入実績を有する者であること又は当該物品を納入することが可能な者であること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成 19 年 4 月 17 日午後 5 時まで

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市水道局管財部契約課（関内中央ビル 4 階）

上田 電話 045(671)3062（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第 2 項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第 2 号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで関

覧に供する。

6 入札説明書等の交付

(1) 交付期間

平成 19 年 4 月 10 日から平成 19 年 4 月 19 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

〒231-0017 中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市水道局管財部契約課（関内中央ビル 4 階）
電話 045(671)3062（直通）

(3) 交付方法

有償（500円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、前号に掲げる部課で配付する納入通知書で、横浜市水道局指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時

第 1 項第 1 号アからエまでに掲げる物品ごとに、次のとおりとする。

- ア 平成 19 年 4 月 27 日午前 9 時 30 分
- イ 平成 19 年 4 月 27 日午前 9 時 40 分
- ウ 平成 19 年 4 月 27 日午前 9 時 50 分
- エ 平成 19 年 4 月 27 日午前 10 時

(2) 場所

横浜市水道局管財部契約課入札室（関内中央ビル 4 階）
ただし、郵送による入札については認めない。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 横浜市水道局契約規程第 19 条の規定に該当する入札

9 落札者の決定

横浜市水道局契約規程第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

納品検査終了後、合格した数量に対する請求により支払う。

12 その他

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 詳細は、入札説明書による。

水道局調達公告第18号

一般競争入札の施行中止

平成 19 年 3 月 20 日発行、横浜市報調達公告版第 14 号における水道局調達公告第 16 号により公告した次の一般競争入札については、入札の施行を中止する。

平成19年 4 月 10 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 大 谷 幸二郎

- 1 契約番号
0 7 5 2 0 1 0 1 5 7
- 2 工事件名
鶴ヶ峰浄水場φ 3 0 0 mm減圧弁設置工事